

# JOYO BANK NEWS LETTER

平成 29 年 3 月 28 日

株式会社常陽銀行

## 後見制度支援信託の取り扱い開始について

常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、このたび、三菱UFJ信託銀行の信託代理店業務として後見制度支援信託の取り扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

後見制度支援信託は、後見制度による支援を受けているご本人（被後見人）の財産管理を後見人さまに代わり三菱UFJ信託銀行が行うことができる商品です。信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約等のお手続きは家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、後見人さまは家庭裁判所の関与の下で被後見人の預貯金等を安心して管理することができ、被後見人さまの身上監護により一層集中することができます。

当行は、三菱UFJ信託銀行の信託代理店として本信託のご説明と同行への情報取次ぎを行います。ご契約に際しては、お客さまと三菱UFJ信託銀行が契約当事者になります。

なお、三菱UFJ信託銀行の信託代理店業務としての後見制度支援信託の取扱いは、地方銀行で初めてとなります。

当行は、今後とも、さまざまな情報やサービスの提供により、お客さまの財産管理や資産承継ニーズに積極的にお応えしてまいります。

### 記

商 品 名	特約付き金銭信託〔後見制度支援信託〕	
ご利用いただける方	個人（法定成年後見制度および未成年後見制度の被後見人）	
信 託 目 的	被後見人の財産を保護し、生活の安定に資することを目的とします	
信 託 金 額	家庭裁判所の指示に基づき設定します（最低受託金額 1,000 万円）	
信託金の支払	家庭裁判所からの指示書に基づき設定します。 なお、家庭裁判所の指示書がある場合には、一時金として指示書に記載の通りの金額のお支払ができます。	
信 託 期 間	成年後見	信託の終了事由に該当することとなった日まで
	未成年後見	被後見人が成年に達した日または信託設定から 5 年経過後の応当日のうち遅い日まで
信 託 報 酬	管理報酬	無料
	運用報酬	信託金を運用した収益から、予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）を差し引いた金額
信託代理店業務の内 容	後見制度支援信託は三菱UFJ信託銀行の商品であり、当行は、同行の信託代理店として媒介（商品の紹介と情報の取次ぎ）を行います。ご契約に際しては、お客さまと三菱UFJ信託銀行が契約当事者になります。	
当行の取り扱い店舗	営業推進部ハローセンター『後見制度支援信託相談窓口』 電話番号：0120-380-057 平日 9：00～20：00 土曜日 9：00～16：30（日・祝日は休業）	
取り扱い開始日	4月3日（月）	

以 上



常陽銀行



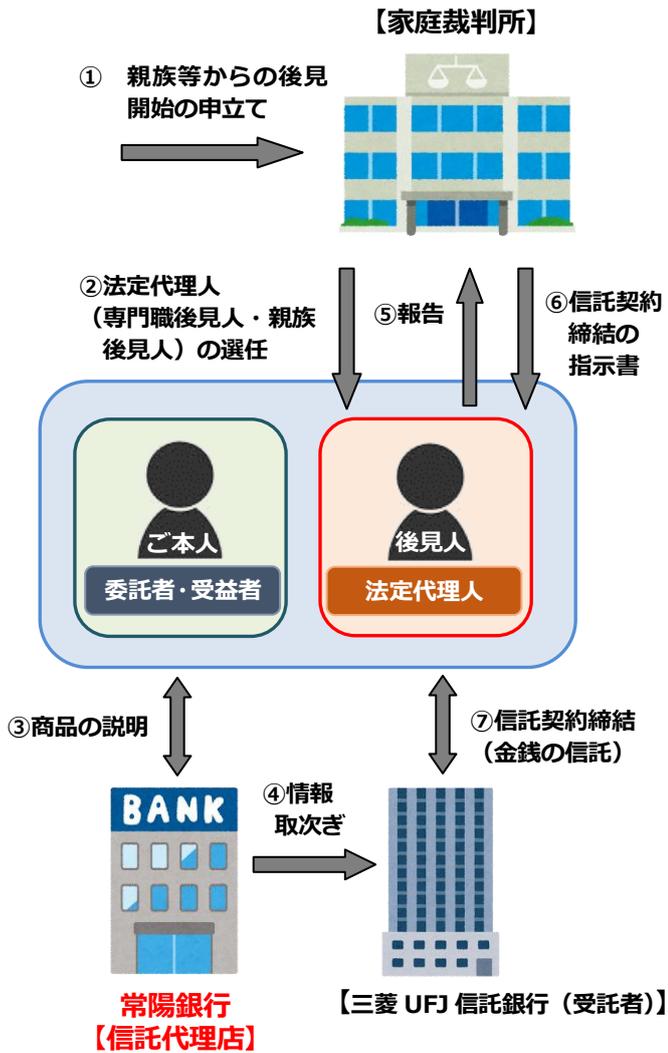
常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp

### 【後見制度支援信託の仕組み】

#### (1) 信託契約締結時



#### (2) 信託契約期間中・信託終了時

